

2019年3月28日

## 2020-2022 年 臨床培養士認定制度申請要綱

一般社団法人日本再生医療学会認定制度事務局

### 1. 申請期間

2019年6月3日（月）～7月4日（木）必着

### 2. 筆記試験実施要領

2019年8月4日（日）

東京都区内（東京駅近辺を予定しております）

※試験会場は受験票の発送をもって通知いたします。

### 3. 申請先

一般社団法人日本再生医療学会認定制度事務局

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4F

Phone: 03-6262-3028

※必ず朱書きで当該認定制度申請書類であることを記載し、書留郵便にてご提出ください。

※認定審査料について団体価格適応の場合においても、お1人ずつ個別に申請書類をご郵送ください。

※本会からは受領の連絡をしておりませんので、追跡機能をご使用のうえご確認ください。

### 4. 申請者への通知先

申請書の内容にかかわらず、本会の会員データベースに登録された連絡先のみを正規情報として通知等を行います。データベースへの登録内容が古い場合などには受験票の発送といった連絡ができなくなりますので、必ず申請前に会員データベースへの登録内容を本会ウェブサイト（[www.jsrm.jp](http://www.jsrm.jp)）>会員登録>登録情報管理）よりご確認ください。また、申請後も、ご異動・転居等のあった場合は必ず内容をアップデートしてください。

### 5. 筆記試験の参考書

再生医療資格認定講習会のテキストおよび本会監修テキストブック再生医療～創る、行う、支える～をご参考にしてください。

### 6. 問合せ先

本要綱に記載されていない事項に関するお問合せは、認定制度事務局（[certification@jsrm.jp](mailto:certification@jsrm.jp)）までメールにてご連絡ください。電話での回答内容については、その正確性を保証いたしかねますのでご注意ください。

書類選考と筆記試験、実技試験が実施されます。

本会ウェブサイトに掲載の同諸規則をご確認の上、ご申請をお願い申し上げます。

1. 申請条件

1.1. 申請時において本会の会員であり、会費を完納していること

1.2. 以下のいずれか

1.2.1. 厚生労働大臣に提出された再生医療等提供計画における特定細胞加工物の製造に関わった経験を有すること

1.2.2. 再生医療等製品の製造・治験において細胞培養加工に携わる経験を有すること

1.2.3. 筆頭者として発表した再生医療等に関連する学会発表または論文を1報以上有すること

1.2.4. 本会が認める機関で教育訓練を受けた経験を有すること

1.3. 2019年または2018年に1回以上本会が主催する講習会に出席していること

2. 前項の定めにかかわらず、日本組織培養学会細胞培養基盤技術コースI、II、IIIいずれかを修了した者には実技試験を免除することとする。

3. 申請書類

全ての申請書類は本会ウェブサイトに掲載の書式集を用いて、A4の用紙に出力してご提出ください。

3.1. 申請書類チェックリスト

3.2. 臨床培養士認定申請書

3.3. 履歴書

3.4. 以下のいずれか

3.4.1. 既に厚生労働大臣に提出された再生医療等提供計画における特定細胞加工物の製造に従事したこと証明する実施責任者による書面

3.4.2. 再生医療等製品の製造・治験において細胞培養加工に携わる経験を証明する所属機関の長による書面

3.4.3. 申請者を筆頭者とする再生医療等に関する学会発表の抄録集の当該抄録部分の写し（電子抄録の場合はA4サイズの出力）または論文の別冊または写し

3.4.4. 本会が認める機関での教育訓練における受講証の写し

3.5. 2019年または2018年の本会が主催する講習会の受講票の写しあるいはそれを証明できるもの

3.6. 認定審査料の振込を証明する記録（振込時の振込依頼書控など）の写し

正会員：12,000円

法人会員である企業に属する正会員：8,000円

団体価格：8,000 円／人

※団体価格とは、同じご所属先(CPC 施設、講座、コース、研究室などの単位)の受験者 5 名以上が指定の書式にて申請する際、有効となる。

3.7. 日本組織培養学会細胞培養基盤技術コース I、II、III いずれかを修了した者は、その修了証の写し

4. 認定審査料納付先（必ず 1 名ずつ納付してください。）

三井住友銀行（0009）／日本橋支店（695）／普通預金 8280384

一般社団法人日本再生医療学会 [イツパンシヤダンホウジンニホンサイセイイリョウガッカイ]

以上